

## 2019年度 介護職員処遇改善加算等の支給状況

### 【対象事業所】

下記拠点の加算対象事業所

- ・特別養護老人ホーム喜楽苑
- ・特別養護老人ホームいくの喜楽苑
- ・特別養護老人ホームあしや喜楽苑
- ・特別養護老人ホームけま喜楽苑
- ・特別養護老人ホーム KOBE 須磨きらくえん
- ・三田きらくえん地域ケアセンター

### 【処遇改善加算による賃金改善】

処遇改善加算 I を取得し、介護職員に対して下記の支給をしている

- |       |                 |  |
|-------|-----------------|--|
| ・常勤職員 | 処遇改善手当          | 一時金として年2回支給<br>11月・月額 32,714円×6ヵ月分<br>5月・月額 31,251円×6ヵ月分   |
|       | 夜勤手当加算          | 3,000円×夜勤回数  |
|       | 年末年始手当          | 12/31～1/3に出勤した場合1日4,000円                                   |
|       | ・非常勤フルタイム・パート職員 | 時間給に25円～165円を加算<br>勤務時間に応じて別途一時金                           |
|       | 夜勤手当加算          | 3,000円×夜勤回数  |
|       | 年末年始手当          | 12/31～1/3に出勤した場合<br>非常勤フルタイム職員 1日4,000円<br>パート職員 1出勤2,000円 |

### 【特定処遇改善加算による賃金改善】

特定処遇改善加算 I 及び II を取得し（2019年10月～取得）、下記の支給をしている

- |  |                |   |
|--|----------------|---|
| ・経験・技能のある介護職員（介護福祉士を所持し、当法人での勤続年数が10年以上） | 常勤職員           | 年収500万円未満の職員に対し500万円を超えない範囲で<br>一時金として13,292円～166,500円を支給 |
|  | 非常勤フルタイム職員     | 時間給に75円を加算<br>勤務時間に応じて別途一時金                               |
| ・上記以外の介護職員（年収440万円未満の職員に対して支給）           | 常勤職員           | 一時金79,200円を支給   |
|  | 非常勤フルタイム・パート職員 | 時間給に75円を加算<br>勤務時間に応じて別途一時金                               |
| ・介護職員以外の職種                               | 常勤職員           | 年収440万円未満の職員に対し38,000円を支給<br>看護職員に対し、職種手当として毎月5,000円を加算   |
|  | 非常勤フルタイム・パート職員 | 時間給に10円～29円を加算<br>勤務時間に応じて別途一時金                           |

※上記処遇改善加算及び特定処遇改善加算による賃金改善平均額 一人約460,000円(年額)